

# 公益財団法人東京都福祉保健財団職員退職金規程

〔平成14年3月28日〕  
規程第7号

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)の職員の退職金について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この規程において、「職員」とは、公益財団法人東京都福祉保健財団職員就業規則(平成14年規程第3号。以下「職員就業規則」という。)第3条第1項に定める者をいう。ただし、東京都職員の派遣に関する取り決め書及びその他の公共的団体職員の出向に関する協定に基づき、財団に勤務する職員は除くものとする。

2 この規程において「退職の日」とは、職員が退職し、又は解雇された日をいう。

## (支給対象)

第3条 退職金は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当する場合には、退職金は支給しない。

- (1) 勤続3年未満の退職又は解雇(第6条の2及び第7条による場合を除く。)
- (2) 懲戒による免職
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職又は解雇

3 職員が退職し、又は解雇された後、在職中の職務に関し懲戒による免職を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

## (遺族の範囲及び順位)

第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届け出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第4条の2 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、退職の日における退職金ポイント数に1ポイントあたりの単価を乗じた額とする。

- 2 1ポイントあたりの単価は10,000円とする。
- 3 退職金ポイントは、別表第1に定める勤続ポイントと別表第2に定める職級ポイントの各累積ポイントを合計したポイント数とする。

(普通退職の場合の退職金の額)

第6条 第6条の2、第7条、第8条及び第8条の2の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職金の額は、第5条に定める方法により計算した額に別表第3に規定する自己都合支給率を乗じた額とする。

(定年等退職の場合の退職金の額)

第6条の2 定年に達したことにより退職した者、これに準ずる理由で退職した者、理事長が別表第4に定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職金の額は、第5条に定める方法により計算した額とする。

(事業縮小による退職等の場合の退職金の額)

第7条 次の各号の一に該当する職員に対する退職金の額は、第6条の2に定める方法により計算した額とする。

- (1) 事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合により解雇された者
- (2) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

(非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職金)

第8条 第6条の2及び第7条の規定にかかわらず職員が非違により勸奨を受けて退職

した場合には第6条の規定により計算した額の100分の40以上100分の80以下の額で、非違の程度に応じて理事長が定めた額をもって、その者の退職金の額とする。

(刑事事件に関し退職した場合等の退職金の取扱い)

第8条の2 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係わる犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。この場合において禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第9条第1項に定められた退職金の額(無罪の言渡しを受けたときは本来受けるべき退職金の額)を支給する。

(退職金の一時差止め)

第8条の3 理事長は、退職した者に対し、まだ退職金の額が支払われていない場合において、その者の在職期間の行為に係わる刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し、退職金を支給することが、退職金制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する退職金の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を民法(明治31年6月法律第9号)第97条の2の規定により公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係わる刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係わる刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係わる刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤続期間の計算)

第9条 退職金の算定の基礎とする勤続期間の計算は、職員として引続き在職した期間とする。

- 2 前項の規定による勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職の日の属する月までの月数とする。
- 3 在職期間のうちに休職又は停職を命ぜられ、現実に勤務につかなかつた期間のある月が1月以上あったときはその月数の2分の1に相当する期間を在職期間から減ずる。ただし、休職の場合において、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第6条の2又は第7条の規定による退職金を計算する場合については、これを1年とする。

(休職等の場合の給料月額)

第10条 削除

(退職金の支給方法)

第11条 退職金は、特別の事情がある場合を除くほか、退職の日から1月以内に支給するものとする。

(端数の処理)

第12条 削除

(委任)

第13条 退職金支給手続き、その他この規程の実施に必要な事項については、別に理事長が定める。

附 則 (平成14年3月28日規程第7号)

- 1 この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 財団法人東京都地域福祉財団から継続して財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団に採用された者の勤続期間については、当該職員の財団法人東京都地域福祉財団における勤続期間を財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団における勤続期間に通算して算定する。なお、その場合における退職金の額については別に定める。

附 則

- 1 この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成20年3月31日以前に財団に在籍し、この規程の適用の際、引き続き財団に在籍する職員の退職金については、移行措置を別に定める。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第3項関係）

勤続ポイント

勤続区分	1年あたりのポイント
1年以上 3年未満	5
3年以上 5年未満	10
5年以上 10年未満	25
10年以上 15年未満	30
15年以上 20年未満	35
20年以上 25年未満	30
25年以上 30年未満	20
30年以上	0

別表第2（第5条第3項関係）

職級ポイント

職級区分	1年あたりのポイント
1級	20
2級	25
3級	30
4級	35
5級	40
6級	45

別表第3（第6条関係）

自己都合支給率

勤続年数	支給率
----- 5年未満	50%
5年以上 10年未満	65%
10年以上 20年未満	70%
20年以上 30年未満	75%
30年以上	80%